

内閣委員会議録第三号

平成十一年三月九日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 二田 孝治君
 理事 植竹 繁雄君
 理事 小林 興起君
 理事 北村 哲男君
 理事 河合 正智君
 越智 伊平君
 田中 和徳君
 近岡理一郎君
 松田 仁君
 堀内 光雄君
 鹿野 道彦君
 山元 勉君
 倉田 栄喜君
 瀬古由起子君
 深田 肇君

理事 小此木八郎君
 理事 萩野 浩基君
 理事 佐々木秀典君
 理事 三沢 淳君
 佐藤 信二君
 谷川 和穂君
 虎島 和夫君
 平沢 勝栄君
 矢上 雅義君
 河村たかし君
 石田幸四郎君
 鰐淵 俊之君
 中路 雅弘君

出席國務大臣

國務大臣 野中 広務君
 (内閣官房長官) 太田 誠一君
 國務大臣 (総務庁長官) 佐藤 正紀君

出席政府委員

内閣総理大臣官房審議官 菊池 光興君
 総務庁長官官房長 桑原 博君
 総務庁恩給局長 炭谷 茂君
 厚生省社会・援護局長 安藤 裕康君
 外務大臣官房審議官 新倉 紀一君
 内閣委員会専門員

委員外の出席者

委員の異動
 三月九日
 辞任 武藤 嘉文君
 補欠選任 田中 和徳君
 同日 田中 和徳君
 補欠選任 武藤 嘉文君
 三月四日
 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
 二月十九日
 非核三原則の法制定に関する請願(中島武敏君紹介)(第六一八号)
 戦争被害に関する調査会設置法の早期制定に関する請願(前島秀行君紹介)(第六五二号)
 同月二十五日
 男女共同参画社会基本法の早期制定に関する請願(小坂憲次君紹介)(第九〇九号)
 同(村井仁君紹介)(第九一〇号)
 三月五日
 非核三原則の法制定に関する請願(横光克彦君紹介)(第九五四号)
 男女共同参画社会基本法の早期制定に関する請願(小川元君紹介)(第九九一号)
 恩給法第八十条改正に関する請願(土肥隆一君紹介)(第一〇〇八号)
 戦争被害に関する調査会設置法の早期制定に関する請願(若松謙維君紹介)(第一〇六八号)
 は本委員会に付託された。

二月十六日
 実効性ある情報公開法の早期制定に関する陳情書(新潟市立学校町通一の一今井誠)(第一号)
 男女共同参画社会基本法の制定に関する陳情書

外三件(大阪府高槻市桃園町二の一高槻市議会内源久志仁外三名)(第三号)
 十二月十日を人権の日として祝日することに
 関する陳情書(福岡県大牟田市有明町二の三大牟田市議会内那須俊春)(第四号)
 国際高齢者年に関する陳情書外一件(神戸市中
 央区下山手通五の一〇の一兵庫県議会内藤原三
 郎外一名)(第五号)
 は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
 ○二田委員長 これより会議を開きます。
 内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案を
 議題といたします。
 趣旨の説明を聴取いたします。太田総務庁長
 官。

恩給法等の一部を改正する法律案
 [本号末尾に掲載]
 ○太田國務大臣 恩給法等の一部を改正する法律
 案の提案理由の説明をさせていただきます。
 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改
 正する法律案について、その提案理由及び内容の
 概要を御説明申し上げます。
 この法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、
 恩給年額及び各種加算額を増額すること等によ
 り、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとす
 るものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上
 げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の
 増額であります。
 これは、平成十年における公務員給与の改定、
 消費者物価の動向その他の諸事情を総合勘案し、
 平成十一年四月分から、恩給年額を〇・七%引き
 上げようとするものであります。

第二点は、傷病者遺族特別年金及び実在職年十
 六年未満の者に係る普通扶助料の最低保障額の上積
 みであります。
 これは、低額恩給の改善を図るため、傷病者遺
 族特別年金については一千五百円、実在職年六年
 未満の者に係る普通扶助料の最低保障額について
 は千円の上積みを行うとするものであります。

第三点は、遺族加算及び寡婦加算の年額の増額
 であります。
 これは、遺族加算の年額について、戦没者遺族
 等に対する処遇の改善を図るため、平成十一年四
 月分から、公務関係扶助料に係るものにおいて十
 三万九千七百円に、傷病者遺族特別年金に係る
 ものにおいては九万一千九百円に、それぞれ引き
 上げるとともに、寡婦加算の年額について、平
 成十一年四月分から、普通扶助料を受ける六十歳
 以上の妻または扶養遺族である子が一人ある妻に
 係るものにおいては十五万四千二百円等に引き上
 げようとするものであります。

第四点は、妻に係る扶養加給の年額の増額であ
 ります。
 これは、傷病恩給受給者の妻に係る扶養加給の
 年額を十九万三千二百円に引き上げようとするも
 のであります。
 第五点は、短期在職の旧軍人等の仮定俸給の改
 善であります。
 これは、六十歳以上の短期在職の旧軍人に給す
 る普通恩給またはその妻子に給する扶助料等につ
 いて、高齢者、寡婦等の優遇の趣旨により、平成

十一年四月分から、その年額の計算の基礎となる
仮定給の格付を二号俸引き上げようとするもの
であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の
概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら
んことをお願いいたします。

○二田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○二田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 民主党の佐々木秀典です。

恩給法に關連をして質問をさせていただきます
と思ひます。

まず初めに、恩給という制度ですけれども、我
が国では、随分古くからですけれども、大正十二
年に恩給法が制定をされて、それが今日まで機能
している。

もつとも戦後の一時期、これは一九四五年、昭
和二十年、日本は第二次大戦に敗れたわけですけ
れども、その後GHQの指導、これはたしか一九
四五年十一月にGHQが覚書を出しておりまし
て、軍人恩給については、軍人またはその遺族で
あることにより一般の困窮者と差別して優遇され
る制度は好ましくないという指摘があつて、それ
を受けて一九四六年の一月に軍人恩給が廃止をさ
れた。その關係については、社会保険制度一般中
に解消された。しかし、一九五二年、昭和二十七
年四月二十八日にいわゆる講和条約が発効して、
日本が主権を回復して後、直ちにまたこの軍人恩
給は復活をされるというような経過があつたわけ
です。

いずれにいたしましても、軍人恩給を含めて、
恩給の制度というのは大正十二年の恩給法に基づ
いているわけです。

ところで、恩給の性格ですけれども、支給者が
国であることははっきりしているわけですけれど

も、受給者はどういふ人なのか。そして、支給者
と受給者の法的關係といふのはどういふことにな
るのか。言ってみれば、恩給支給権はどういう要
件で発生するのかといふそもそも論について、一
応お尋ねをしておきたいと思ひます。

○農原政府委員 お答えいたします。

恩給の性格でございますけれども、恩給法には
別段の規定がございます。ただ、恩給は、公務
員が相当年限、忠実に勤務して退職した場合、公
務による傷病のため退職した場合、または公務の
ために死亡した場合において、国が、公務員との
特別な關係に基づきまして、使用者として公務員
またはその遺族に給付するものでございます。公
務員の退職または死亡後における生活の支えとな
るものと解釈するのが相当だといふふうに考へて
おります。

○佐々木(秀)委員 ただいま、国と公務員との特
別な關係というお話があつた。この特別な關係と
いふのは、法律的な性格としてはどういふように
説明なさるのですか。特別な關係といふだけでは
わからない。

○農原政府委員 それぞれの公務員についてはそ
れぞれの法律がございまして、公務員としての責
務または義務、守るべきこと等々のことが記載さ
れていられるわけでございます。それぞれの法律に基
づいてその義務を忠実に果たしたという、果たす
という、特別な國との關係、それを指して私ども
は國と公務員との特別な關係といふふうに考へて
おります。

全部一律といふふうにはない場合もあるかと存
じます。

○佐々木(秀)委員 言ってみれば、軍人なども今
度はこの後で入ってくるわけですけれども、公務
員に対しての特別な關係といふことを考へると、
國としては、どうも公務員、いわゆるお役人を民
間人よりも偏重しているのではないかといふふう
な指摘もなされないではないかと思はれるわ
けです。

それからもう一つは、本人だけではなしに、遺
族にもこれが支給されるという法律的な性格は、
これはどういふことなのですか。恩給支給権の相
続という観点なのか、それともその公務員本人を
支えてきた家族に対する慰勞といふような要素が
加わっているのか、この辺の性格はどうなのか
しう、遺族にまで支給されるその根拠といふか
合理性ですね。

○農原政府委員 今の御質問に対しては、私ども
も、特別これといった理由が法律に書かれてい
るということではなくて、従来から恩給の意義とか
性格に關する学説等がいろいろございまして。中
には、恩恵といふ説もございまして、恩恵または保
險料であるといふ説もございまして。それから報酬
の一部だといふ説もございまして。

ただ、いずれにしても、公務員といふのは一般の
民間の人たちに比べれば、特別に義務を課せられ
ている。守秘義務も含め、しかもいろいろな命令
の義務もございまして。そういうものに対して、
國として、万一のことがあつた場合には、國家補
償として位置づけられている。したがつて、公
務員が公務のために命を落とされた場合について
は、その生活の保障といったものも含めて、一種
の國家補償的な性格を有しているものといふふう
に私どもは考へております。

○佐々木(秀)委員 このような問題については、
法理論的にも、またいろいろ社会的な要因を考
えても、本来は議論のあるところだと私は思うの
ですけれども、きょうは余り時間もありませんか
ら、この程度にしておいて、また機会を改めて時
間の余裕のあるときにこのような議論をしていき
たいと思つたのです。

それによつて、結局、恩給といふもののあるべ
き姿といふか機能といふか、今まで随分大き
な役割を果たしてきていたのはわかるし、それか
らまた、大變な公費、國費が投入されていること
もわかるわけですけれども、そのあり方の問題な
どについても考へる必要が私はないわけではない
と思つてはいるのですが、とりあえずはこの程度に
しておきたいと思ひます。

しかし、それにしても、今の恩給支給の権利に
關連して、恩給法が國籍事項といふものを定めて
いる。恩給法の第九条で年金恩給支給権の消滅事
項という規定がございまして、この第三号に「國
籍ヲ失ヒタルトキ」といふのがある。これがいわ
ゆる國籍事項と言われていて、日本の國籍を有し
ない者についてはこの適用がないことになってい
る。

これは、恩給だけではなしに、その後、第二次
大戦後に、いわゆる戦争犠牲者に対する戦後補償
としてさまざまな法律がつくられておりますけれ
ども、そういう法律についてもやはりこの支給の
資格の点で國籍要件がかかっているのが多いとい
うか、ほとんどであるわけですね。

國籍事項を我が國の恩給法は制定当初から置
いておいたことの意味、これについて御説明い
ただきたいと思ひます。

○農原政府委員 先生御指摘のように、恩給法に
おいては、大正十二年の法律制定以来、日本國籍
の保持を恩給支給権の付与または存続の要件とし
ております。このことは公務員年金制度としての
我が國の恩給制度の沿革及び性格に由来するもの
でございまして、制度創設以来今日に至るまでの
恩給制度の基本的な約束事といったものの一つと
いふふうに考へております。

○佐々木(秀)委員 約束事、ちよつとよくわから
ない、どうしてこの規定を置いたかといふことの
合理性がよくわからないのです。

言ってみれば、先ほどお話があつたように、公
務員として國のためにといふか、國の仕事を通じ
て國民全体のために尽くした人々に対する慰勞な
いは生活保障といふような意味合いを持つてい
るということになるんだと思つたわけですけれども、
そうだとすれば、その後日本の國籍をさまざま
な理由で失ふことになつても、かつて日本の國籍
を有して、公務員として、あるいは軍人などとし
て働いたという事実はあるわけですね。

そういう功勞のあつた人にも、やはり國として

して

して

は御苦労さまでしたということと金銭の支給をす
るといふことは、私はあつても不思議ではないこ
とだと思ふのに、なお日本の国籍を失つたといふ
ことが欠格事由になるといふのは、どうも制度の
趣旨からすると合わないのではないか、そこする
面があるのではないかと思われるのだけれども、
その辺はどういうように合理的な説明をなさつて
いるのか、あるいは納得されておられるのか。そ
れはどうなんですか。

○農原政府委員 大変難しいところでございま
す。ただ、恩給法ができた当時の公務員という考
え方は、現在でも公務員のかんりの部分には国籍
要件といふのをいれてございませうけれども、当
然、日本の中で公務員として働く者について国籍
要件を問うといふのは、非常にその当時とすれば
もつともな考え方であつたらうといふふうに思
います。

それと、その後、そういう国籍といふものにつ
いて、そう簡単に移動のあるべき性格のものでは
なからうといふことがその当時想定されたのでは
なからうかといふふうには思ひます。

ただ、一番最初に、公務員になつて年金を受け
るといふところまで一つの約束事として組み入
れる中にそういう条件がついていたといふことで、
先ほど私は恩給制度といふものの中の一つの約束
事、当初から公務員になるときから一つの約束事
として入つていふといふふうには申し上げたわけ
でございませう。

○佐々木(秀)委員 時間が限られておりますの
で、先に進みたいと思ひます。

そこで、私が特にききようお聞きをしたいのは、
たしか一九八二年の六月の三日に、外務省は諸外
國、特にアメリカ、イギリス、フランス、イタリ
ア、ドイツについて、その当時は西ドイツですけ
れども、戦争後、参加した植民地出身者などに対
して戦後補償がどうなつていふかという調査をさ
れたと聞いております。

その結果、これらの國では、程度に多少の違い
はあるにしても、旧植民地出身者や外国人であつ

て、その当該國の軍人として働いた人々に対して
は、内國人と同様に補償してゐるといふ報告が出
てゐると承知をしておりますけれども、外務省は
こういう調査をしたことはいふまでもなく、報告を
出したこと。

○安藤説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、一九八二年当時、国会の
渡辺議員、米沢議員等からの要請に基づきまし
て、外務省が欧米諸國において、かつて軍人軍属
として従軍し戦死戦傷した旧植民地あるいは旧領
土の住民に対して何らかの補償措置を講じてい
るかどうかについて調査をした経緯はございませ
う。

その結果でございませうが、まず年金等支給の有
無につきましては、アメリカ、イギリス、フラン
ス、イタリア及び西独は、外国人元兵士等に対
し、年金または一時金を支給してあります。た
だし、各國ともにそれぞれ国内根拠法令を有して
いたといふことと、もう一つは、今先生からも御
指摘がございましたけれども、支給してゐる年金
等の金額あるいは種類につきましては、自國民に
対し支給してゐるものよりも少なく、あるいは、
取り扱い上差異がある國もあつたといふふうには
知しております。

○佐々木(秀)委員 今お聞きをしましたように、
程度の差はあるにしても、基本的には、外国人で
あつても、国籍を持つてゐるかどうかの有無にか
かわらず、内國人と同一の考へに基づいて補償し
てゐるといふのが外國の態度なのです。これに比
べて、日本の場合には非常に厳しいわけですね。
国籍条項が働いてゐる。

特に問題なのは、さつき申し上げましたよう
に、御案内のように、日本は朝鮮半島、それから
台湾、これを植民地化して、それで、特に朝鮮に
ついては、いわゆる創氏改名といふようなことで
名前まで日本名にさせる、日本語を使うことを強
制するといふようなことで、日本臣民として扱
つた。戦争が激しくなると、最初のうちはどうもこ
の人たちを軍人にするにはしなかつたようであ
つたけれども、恐らく戦争が始まつた三年目ぐらいか

らだらうと思ひますが、いよいよ兵力も底底して
きて、その補充として朝鮮の方々も日本人として
徴兵する、そしてこの人たちを戦争に駆り立てる
といふことをやつた。その結果、命を失つたりあ
るいは重傷を負つたりした人たちが相当な数に
上つてゐる。これは後で、数字がわかつてゐるん
だつたらお聞きしたいんです。

こういう方々は、自分の意思にかかわらず、日
本国籍を持たされてゐたわけですから、ところが、
そのまゝ日本国籍を持つてゐるんだとすれば、恩給
の適用もそれから出てくる戦後補償各立法に
ついては当然適用の対象になるんだらうと私は思
うんだけれども、この国籍条項がひつかかつてい
る。そして、昭和二十七年、講和条約の発効とと
もに、この日を期して旧植民地出身者の日本国籍
は剥奪してしまつたわけですから、外国人としてし
まつた。これは、この人たちの意思を問うてや
つたわけではない。

さつきの恩給局長のお話だと、国籍条項があり
ますけれども、これはむしろ自分の意思で日本国
籍を離れた人については、恩給の受給資格をなく
する、そのことは自認してゐるといふことも言
えるんだらうと思ふんだけれども、しかしこの朝鮮
の方々あるいは台湾の方々の場合は違つたわけ
です。自分の意思と全く関係なしに、制度的に、一
方的にこの資格を剥奪されて、そしてこの恩給法
についてもその他の戦後補償の法律関係について
も受給対象から外されてゐるといふことは、今の
外國の例から見ると、私はどうも納得がいかな
いのではないと思ふんです。

これについては、実は昨年ですけれども、平成
十年の六月、全国の主要都道府県民生主管部長連
絡協議会といふのが広島で行われまして、そこで
政府、各府庁に対して要望書が出てゐるわけ
です。

その要望書といふのは、戦傷病者戦没者遺族等
援護法、これは恩給法そのものではないけれど
も、恩給法に関連して、ここから出てきてゐるも
のです。「戦傷病者戦没者遺族等援護法における

国籍条項・戸籍条項の撤廃又はこれに代わる補償
制度の創設について」の要望。この法律について
も、国籍条項、戸籍条項が設けられてゐるため
に、これを持つてゐない旧日本軍の軍人軍属の戦
死傷者とその遺族は補償の給付を受けられない状
況にある。特に在日外國人については、同法制定
当時その解決が予定されてゐたが、その後の政府
間協定の締結等によつても何ら補償を受けられな
い状況となつてゐる。ついては、これらに在日外國
人を救済するための適切な措置を講じられたいと
いふ要望があるわけですから。

それから、この種の人々から日本の裁判所に対
して、幾つも幾つもの裁判が出てゐます。その中
で、例えば、一九九五年、平成七年ですけれど
も、元日本軍人として第二次大戦に参戦して、片
腕を失つたといふ大変な重傷を負つた人ですが、
韓國人の金成壽さんという方、この方は在日じゃ
ありませんけれども、この方が恩給請求棄却処分
の取り消し、恩給請求したんだけれどもけられ
た、その処分の取り消しを求めて東京地方裁判所
に訴えを起こしたんです。

これについて、実は去年の七月三十一日に東京
地裁が判決を出しました。この判決では、金さん
の請求自体は棄却してゐるんですけれども、その
理由の中で、原告が日本人とは著しい格差のある
といふことを指摘した上で、何らかの補償、救済
の措置が望ましい、立法的に解決されるべき問題
だ、こういうふうに述べてゐるわけですから。

ほかにも、同種の事件で、請求は棄却したけれ
ども、同じように立法的な措置あるいは行政的な
解決の方策を求めるといふ意見を述べてゐる判決
といふのは、随分たくさんあるわけですから。
こういうようなこと、先ほどの部長連絡協議会
の要望書などもあわせて、政府としてはこうし
たことについて、つまり救済の外に置かれてゐる
人たちについて何らかの措置を講じなくてはな
いかどうか、この辺について御感想を含めてお聞
きしたいと思ふんですけれども、これは総務庁長
官と官房長官、手短かにそれぞれからお答えをいた

だければありがたいと思ひます。

○太田國務大臣 今の国籍条項に關連することでごさいますけれども、これまで国籍条項について、憲法の十四條に反するのではないかとあるいは國連の人權B規約の二十六條に反するのではないかと、そういうふうな御指摘がなされてきたという事は承知をいたしておりますけれども、国籍条項そのものが憲法に反しているという事ではなくて、諸外國の例を見ても、そのことが各國によって、国籍条項がある国とない国と半々ぐらゐに、アングロサクソンの二つの國は国籍条項がない、あと、独、仏、伊はあるということ、他の方法でもって対応しているということでごさいます。

ですから、憲法違反であるかどうかということになれば、今の国籍条項は憲法違反でないということでごさいます。それにのつとて恩給法がずっとやってきておるものでございませうから、この枠の中で何か考へることはできないのかということに対しては、これはなかなか難しいということとだらうと思ひます。

もう少し広い視野で考へることはできないかということ、私は、私も議員としては考へるところでごさいます。総務庁の長官としては、この枠の中で仕事をしている立場では、なかなか思ひ至らないうということでごさいます。

○佐々木委員 官房長官にお答えいただきたいんですが、今、個人としては、議員としてはとおっしゃった。これは、ひとつ突っ込んで、やはり総務庁長官としてお考えいただきたいと思ひます。

さっき言ったように、裁判所からもいろいろ促しの意見が出ています。加えて、今もお話がありましたけれども、國連の規約人權委員会では、一九九三年十一月四日、日本政府第三回の報告書審議後の意見で、朝鮮半島や台湾出身者で、旧日本軍に従軍したが現在日本国籍を有していない者が恩給等において差別されていると指摘した。去年の十一月五日、日本政府第四回の報告

書審議の後の最終意見でも、これらの点が改まっていないではないかという指摘がなされているんです。

こういうような國際關係の動向というものを、他國とも比較してのことですけれども、やはり日本政府としては重く受けとめていただいて、本當だったから、この国籍条項を撤廃すればこれは解決しちゃうんです。だけれども、これが難しいとすれば、何らかの別な措置をとるお考えはあるのかどうか。

例えば、官房長官御案内のように、従軍慰安婦の方々については政府の肝いりで、これは民間の協力を得ながらですけれども、いわゆるアジア女性基金制度というのをつくった。これが十全に機能しているかどうかということについては問題があるようにも言われていますけれども、例えばこういう方法、便法による解決ということだつて考へられないではない。

何にしても、私は、この救済の外に置かれ、あるいは特に在日の朝鮮、韓國人の方でこの救済のほごまにおられる方というのは、見逃しにできない國際的な問題だらう、あるいは人權問題だらうと考へております。官房長官、この辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○野中國務大臣 佐々木委員からそれぞれ、我が國の戦後處理の一環として残されておる問題について御指摘がございました。ただいま政府委員並びに総務庁長官からお答えをいたしましたけれども、大正十二年の恩給法を背景といたしましたま、戦後のそれぞれの問題を處理した側面がなしとしません。

もう一つは、日韓請求權・經濟協力協定におきまして、國家と國家の補償で問題を片づけて、個人的問題は自國內の問題として處理をした。そのときに、在日韓國人の方々についての處理を双方とも明確にしないまま今日に及んできた。

したがって、韓国にいらっしやいます旧日本軍等に参加をされた方には一定の措置が韓国政府において行われましたけれども、在日の韓國人の皆

さん方には措置がされておらないという経過でやってきました。まして在日の朝鮮人の方は、よりその枠から疎外をされ、國交が樹立されておられませんから、そのままになっておるわけでごさいます。

委員が先ほど米御指摘になりましたように、サンフランシスコ條約によって、みずからの意思に基づかずに日本國民たる權利を剝奪されたわけでごさいます。それだけに、重い戦後處理を私どもは背負っておるという認識に立っておるわけでごさいます。

法律で経過をしてきた経過は経過として、一九九九年という一九〇〇年代の最後の年に当たって、果たしてこういう問題を積み残したまま、いのかどうか。あるいは、先ほど裁判所の所見として申されました、この訴人の訴訟をそのまま受け入れることはできないけれども、この人たちに何らかの救済的配慮があつていいのではないかと、今までの経過は経過といたしましても、人道的、國際的な戦後處理の問題をこの一九〇〇年代を締めくくる年において考へるべきではなからうかと考へ、内閣においても、この問題に前向きに對処する協議をやつていきたいと思つておる次第であります。

○佐々木委員 ただいまの官房長官のお話は、事柄の本質を正確に理解されていることだと思ひます。この点については敬意を表したいと思ひますけれども、もう二十一世紀を目前にして、戦後五十年以上を経た今、私は、まだ戦後は終つておらないということ、つくづくこの問題を通じて考へざるを得ません。

今もお話のように、一番の毒なのは在日の韓國人・朝鮮人の方々だと思つたので、全く救済の外に置かれております。

しかし、先ほど指摘をいたしました、私が例示として出しました恩給訴訟、この方は在韓の方なんです。在韓の方でも、やはりまだそういう救済措置は十分じゃない、日本の政府として責任を

とつてもらいたいということ、裁判をやっているわけですからね。しかも、この方々というのは、みんなもう老齢化しております。

日本人に対しては、いろいろな意味で、この戦後補償問題というのは非常に手厚くなつておるし、拡大をされてきていると私は思つた。それだけに、自分の意思によらないで他國のために軍人として働かされた、あるいは軍属として働かされた、そのために大変な苦勞をした。命を失ひ、あるいは体を傷つかせた。それなのに、おまえさん、はもう外國人だよということではおつかれるというの、私は、人道的に見ても全くこれは認めがたいことだ、このままにしておけないことではないかと思つたので、日本としても恥づかしいことだと思つた。

どうか、いろいろな苦勞があるのはわかりますけれども、私どもとしても知重を絞りたいと思ひますので、政府としても今世紀中にこれらの問題に決着がつけられるように工夫、努力をされたらいい。

そのことを特に要望し、またその点についてはいろいろと協議をさせていただきたいということ、を申し上げて、一応質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○二田委員長 次に、河台正智君。

○河台委員 公明黨の河台正智でございます。佐々木先生が、在韓の方につきまます裁判例のことについて御質問されましたけれども、私は、東京高裁の昨年九月二十九日判決を中心にお伺いさせていただきますと存じます。これは、御案内のように、在日韓國人の元日本軍属障害年金訴訟控訴審判決でございます。

若干経緯を御説明させていただきますと、朝鮮半島出身者で日本軍属、日本軍人として戦争に従事された方々は、サンフランシスコ平和條約で日本が朝鮮の獨立を承認したことから日本国籍を喪失したけれども、同條約におきまして、朝鮮半島等の分離獨立地域の住民等の財産請求權の問

題につきましましては、関係国間の特別取り決めの主題とされました。日本と韓国との間には、右特別取り決めの一つとして、昭和四十年に日韓請求権協定が締結されました。右経済協力により導入された資金によりまして、韓国政府が自国民の対日民間請求権につきまして一定の補償をいたしましたけれども、在日、日本においてになる韓国の方につきましては、これらの補償対象者から除外されたわけでございます。

したがって、恩給法また援護法には、それぞれ日本国籍を喪失した場合等を失権事由として定められております。援護法につきましては、この裁判例で争われましたように、附則に定められている戸籍事項がございまして、したがって、在日韓国人につきましては、現に、いずれの国からも補償を受けられないという現実があるわけでございます。

そこでお問い合わせいただきましたが、恩給法に係る国籍要件訴訟につきまして、現在係争中のもの、何件ですか。また、戦傷病者戦没者遺族等援護法に係る国籍要件をめぐる係争中のものは何件ですか。それぞれお答えをいただきたいと存じます。

○炭谷政府委員 まず、援護法関係について御説明いたしますと、現在、三件ございまして、

○農原政府委員 お答えいたします。

必ずしも全部が恩給というわけではございませぬ。国籍事項をめぐって出ている案件というのは、私どもが関与している訴訟の中で九件ございまして、

○河合委員 ありがとうございます。

この高裁判決は、結果としては国側が勝訴しておりますけれども、実はこの判決は、裁判所の所見を付言として申し述べております。そこを、ちょっと長く申し上げますけれども、引用させていただきますかと思っております。

援護法が外国人をその対象から除外したのは、外国人に対しては賠償問題として考慮するべき筋であるとの思想からであったとしても、在日韓

国人は、日本国籍を有し、日本の軍人軍属として戦争に従事したもので、援護法の適用開始時に於いては日本国籍を有していたと解される。その立場は日本国籍を有する者に近いものであったといふべきであつて、戦争の相手に属する外国人と同様の賠償問題とするよりは、日本国籍を有する者に準じて処理する方が実態に即してより適切であると言へる。援護法が、軍人軍属であつた者またはその遺族に対する生活援助法的側面を有するものであるとしても、在日韓国人の右のような立場及び現に日本において居住していること等を考慮して、三点にわたりまして付言をいたしてあります。

一つは、日韓両国の外交交渉を通じて、日韓請求権協定の解釈の相違を解消し、適切な対応を図る努力をすべきであると申しております。

この問題につきまして、ちなみに日韓請求権協定によりまして、第三条第一項、これによつて解決できない場合は、同条二項ないし四項によりまして、仲裁委員会を設置すると規定されているところでございまして、

ちなみに、この原告、石さんそれから亡くなりました陳さんは、現に一審判決後、韓国政府に對しまして、日本政府に對する仲裁要請を求めると願書を提出しているところでございまして、これに對しまして外務省はどのようにお取り組みになられるおつもりか、お答えいただきたいと存じます。

○安藤説明員 お答え申し上げます。

日韓両国及び両国民間の財産請求権の問題は、在日韓国人に係るものも含めまして、ただいま先生御指摘の日韓請求権・経済協力協定によりまして、完全かつ最終的に解決済みであるというものが私どもの立場でございまして、これを韓国側との外交交渉によつて解決すべき問題とは現時点では考えておりません。

ただ、先生御指摘のように、昨年九月の東京高裁の判決で、先ほど先生が述べられましたような意見が付けられているということは、私どもも十分

承知しております。

○河合委員 次に、この判決は、付言の第二といつたしまして、援護法の国籍条項及び援護法の附則を改廃して、在日韓国人にも同法適用の道を開くなどの立法をすべきであると述べておりますけれども、恩給法の国籍条項を改廃する用意があるかどうか、また援護法の国籍条項及び附則戸籍条項を改廃する用意があるかどうか、その件につきましまして、総務庁長官及び厚生省にお伺いさせていただきます。佐々木先生の質問と重なりますので、簡潔で結構でございます。

○太田国務大臣 ただいま、恩給法そのものを途中で変えるということは、多分、約束事でありまので、さまざまな問題が起きてくると思つております。ですから、恩給法とは別のことをもし、先ほど総務庁長官としては、つまり、その法律に基づいて仕事をしている者として、その法律を変えたいというのはなかなか申し上げにくいと申し上げたわけでありまして、要するに、国務大臣としては、当然内閣が提案権を持つておるわけでございまして、よく関係各大臣と相談をしてそこは考えてまいりたいと思つております。

○河合委員 それでは、恩給法に限って先にちょっとお問い合わせいただきます。

現実起きてしまったこの問題について解決する、そのための特例法をいたしまして、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法というのが平成三年に制定されておりますけれども、そこで定められております特別永住者、この方たちに対して、恩給法の適用につきましては内国民待遇されるべきであるとする特例法を仮に考えたら、それについて総務庁長官は、今の総務庁長官の思想に合致すると私は思いますが、どのようにお考えになりますでしょうか。

○農原政府委員 先ほど大臣から御説明したとおり、恩給法については長いことこういう制度でやつてまいりました。これから新たに資格要件を取る方々が出てこないという一つの制度としての

宿命を負つております。

ただ、長い間こういう制度でやつてきた過去の問題もございまして、この恩給制度の枠内で特例法をとつて処理をするというのは、技術的には大変難しいことかというふうに思つております。先ほど大臣申し上げたとおり、恩給法の枠内という観点ではなかなか理論が立ちにくい、過去のバランスといったような問題もあろうかというふうにご存じしております。

○河合委員 御案内のように、今、日本政府のつております態度は、国籍条項等に関しましては、恩給法と援護法と同じ考え方をとつておられると私は存じております。したがって、この同じ問題、国籍要件につきまして、国籍条項を改廃する用意があるかどうかという点と、特例法をつくつて対処することについてどのように考えるかにつきまして、厚生省のお考えをお伺いしたいと思います。

○炭谷政府委員 援護法の国籍要件につきましては、我が国の戦後処理の基本的な枠組みを背景として、先ほど来御説明のございまして恩給法の国籍要件に準拠して設けられているものでございませぬ。韓国の方々に対する補償の問題は、昭和四十年の日韓請求権・経済協力協定によつて、在日韓国人を含めて、法的に完全かつ最終的に解決済みとなつて承知いたしていただいております。

したがって、援護法の枠内で国籍要件を見直したり、また先生御案内の特例法をつくるという、援護法の枠内ではなかなか難しい問題だろうというふうにお思つております。

○河合委員 さらに、先ほど私が申し上げました高裁判決の付言の第三の提言でございましてけれども、「在日韓国人の戦傷病者についてこれに相応する行政上の特別措置を採ることが、強く望まれる。」と結んでおられるところでございまして、

そこで今、各省、総務庁長官からもお答えいただきましたように、現在の各省の段階ではいかに動かしがたいというお答えをいたしました。

そこで、官房長官にお伺いさせていただきます。この高裁判決の後、各社報道されておりますが、その中の代表的な報道としまして、朝日新聞の報道をお伝えさせていただきます。

九八年九月二十九日夕刊でございますが、戦争で右腕を失い、脳血栓で左半身が麻痺した石さん、七十六歳でございます。それから、亡くなってしまった陳さんの遺影を抱えたその奥さんとお子さん。この判決に対して、「車いすの石さんは、目を見開いたまま無言だった。」と報道されております。

私は、第二次大戦に対する官房長官の切々たる思いを本会議等でお聞きしているところでございます。

二十世紀というのは暴力と戦争の世紀だったと言われておりますけれども、この戦争によって引き起こされた悲惨な現実を解決して、先ほど長官がおっしゃいました平和の二十一世紀にバトンタッチしていくということは、私たち日本国民共通の願いでもあると思うところでございます。

政府の最も責任あるお立場にあられる長官といまして、この現実を政府としてどのように解決されようかとされているのか。

ちなみに、台湾の方たちに対しては、特定用慰金という法律をつくって知恵を絞った歴史もございまして、また、公務員ではない日本赤十字社の従軍看護婦さんの処遇につきましては、やはり一九七八年八月三日の各党合意によって解決しているという、日本政府としてのにじむような努力の跡もあるわけでございますが、一九九九年という、節目ということをおっしゃいました官房長官の思いを込めて、ぜひともこれに対する政府のお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○野中事務大臣 先ほどの佐々木委員、引き続きいて、ただいま河合委員からの御指摘は、それぞれ、我が国が、法律事項は法律事項といたしましても、取り残してまいりました戦後処理の多くの

問題の特徴的な問題であろうと思うわけでございます。

一方において、国際国家としてそれぞれ我が国は円借款やあるいはODA等で多大の貢献をしておるわけでございますけれども、その陰で、取り残された人的な傷跡を深刻に残しておるわけでございます。

ただいま政府委員がお答えをいたしましたように、現行の恩給法あるいは援護法等でも解決はつかないと思うわけでございますけれども、委員が御指摘になりましたように、かつて台湾住民に対する特例ともいべき特定用慰金が議員立法において行われた経過もあるわけでございます。

これと同じようにというわけにもいかないかわかりませんが、やはり何とでもこういう問題を処理しておかなくてはならないという私は使命感のようなものを持っておるものでございます。

どの程度にやるかが、また新たな矛盾を生むことになるかわかりません。そして、特に韓国の方々は、日韓請求権・経済協力協定によって個人補償をしないということで、韓国政府において、かつて日本軍人軍属であった人たちに對する措置がされたわけでございます。けれども、それが、先ほど申し上げましたように、在日の人たちに及ばなかったという問題点を残しておるわけでございますので、この問題につきましては、日韓両国でまた話し合いをしなければなりませんし、また、その額によって在韓のかつての人たちの不満をまた惹起することになってまいけないわけでございます。

さような万般の問題を考えながら、なお我々も、今この世紀末にどういう措置をしておくことが多くの国の人たちの気持ちを和らげ、そしてお互いにこの一九〇〇年代、二十世紀を締めくくるに当たって、新しい世紀への道につないでいける我々の責任というものが果たせるかということをお考えまして、それぞれ、委員の御指摘のありましたような問題を含め、あるいは東京高裁の求めら

れておる所見に基づきながら、私どもとして検討をさせていただくことをお答えとして申し上げておきます。

○河合委員 誠実な御答弁に感謝申し上げます。ぜひともこの点につきましては実現をさせていただき、質問とさせていただきます。

○二田委員 次は、中路雅弘君。

○中路委員 恩給法改正の審議でありますから、最初に一問だけ、法案についてお聞きしておきます。

先ほど説明がありましたように、今度の恩給年額の〇・七%の引き上げは、昨年の公務員給与の改定平均、行(一)で〇・七%と物価上昇率の見込みの〇・六%を総合勘案したものでありますけれども、公務員給与の改定率を下回っておりますし、これまで最低だった九六年の〇・七五%もさらに下回る、今まで最低の改定率だと思っております。

この間、消費税率も引き上げられておりますし、高齢者、寡婦の恩給受給者にとって相当な負担増に今なっていると思っておりますが、実際の恩給受給者の生活実態をどのように把握されているのか、また支給の平均年額はどれぐらいになるのか、一言、簡潔にお答え願いたいと思っております。

○藤原政府委員 ただいま先生御指摘のように、今回のペア率は大変低いわけでございます。恩給受給者の生活実態でございますが、私どももその全体を把握しているわけでございまして、恩給受給の面からのデータを集めているところでございますが、恩給受給者であっても、社会保障その他の施策の適用外ということではございません、適用になっております。

なお、恩給のみで生活をしている受給者は大変少数でございます。ほかに何らかの収入を得て生活をしているといった実態でございます。したがって、国といたしましては、政策の全体をもって総合的に判断すべきものというふうにお考えしております。

○中路委員 平均月額も大変低いわけですから、年額六十万前後になるんじゃないですか、引き続き、私は、恩給年額の改善の問題や、特に最低保障額の引き上げについては努力していただきたいということをお願い申し上げておきます。

きょうは、私が取り上げたいのは、一つは、この委員会でもこれまでたびたび議論されております元日赤従軍看護婦の問題であります。

これは私が、一九七五年、もう二六、七年前ですか、この内閣委員会で最初に取り上げまして以来、その年の十一月に恩給小委員会ができて、当時の自民党加藤敏一さんと社会党の岩垂さんと私と三名が小委員で、この問題を議論してきただけであります。

私も、この問題について、取り上げるまでほとんど知識がありませんでした。当時、従軍看護婦の代表、上野さんという高知の方ですが、失明状態で、廊下も仲間を肩をよわわわと私の部屋に訴えに来られました。

いろいろお話を聞きまして、軍の命令で戦地に駆り出され、兵士と同じように戦火をくぐって、終戦後も長い抑留生活、戦後三十年、もう五十年、六十歳になる、老後の不安が募る、給与も全部国債を買われて、収容所で焼いたというよう

なお話も聞かされて、それから私、国会図書館に行つて、このものになっていきます明治四十三年の勅令、そして赤紙で召集された、当時の召集の令状を持っているかということも聞いていただきまして、こうした問題をもとにして取り上げたのが一つきっかけになったと思っております。

その後、何度か論議がありました。私は、恩給法の改正の修正案でどうかと提起したんですけれども、対象の公務員ではないのでこれは難しいという話もありまして、何らかの救済措置が必要だという論議が続いて、そして昭和五十三年、七八年の六党合意で今の慰労給付金ができたわけでありまして、この六党合意の中ではこう書いてありますね。

日赤従軍看護婦の処遇について、「恩給制度を準用し、戦地加算を考慮して、兵に準ずる処遇とする。」第二項ですね。第三項で「その財源はすべて国庫より支出する。」この準用とか準ずるといふのも、当時小委員会が論議したんですよ。

御紹介しておきますと、当時私、広辞苑を持ち出したんですから、この準用というのは、広辞苑ではある事項に関する法律を類似する他の事項に適用することだ。それから、準ずるといふのは、ある基準を標準として同等な扱いにすることが広辞苑でも書かれているわけですね。この趣旨でこの六党合意が当時つくられたわけですね。

そして、その後、この六党合意により七九年から支給が始まったわけですが、最初にお聞きしますけれども、この慰労給付金の六党合意の性格、これは変わりはありませんか。

○佐藤(正)政府委員 お答え申し上げます。

旧日赤救護看護婦等に対します慰労給付金につきましては、兵役義務のない身で戦地において戦傷病者の看護に当たられたという長年の御労苦に報いるために、昭和五十三年八月、六党合意によりまして、加算年を含め十二年以上の方々に支給することになったと承知しておるわけでございます。この慰労給付金につきましては、これらの看護婦の方々の長年の御労苦に報いるために支給するものということで成立したものと理解をいたしております。

○中略委員 それは今言いましたように、兵に準ずると、当時は同じように赤紙で召集されて、帯剣ですね、軍人と同じように剣もつるして、全く軍人の身分と同じだったわけですね。だから、恩給じゃないけれども、適用じゃないけれども、兵に準じた処遇をしようというのがこの六党合意の趣旨だったわけですね。

その後、九四年に、当時の与党三党の慰労給付金支給額改定の合意がありました。この中身は、中心は、消費者物価の動向をより適切に反映させ

た措置をやるということで、それまでも三回ほどたしか増額の措置がありましたけれども、それ以後、この三党合意に基づいて毎年額の改定がやられてきました。例えば、消費者物価の動向をより適切に反映ですから、平成九年度は消費者物価がマイナスだったわけですね。だからその年は据え置かれるということもありまして、この兵に準ずるといふのは、兵との格差がますます増大してきていて、たしか三分の一か四分の一ぐらいに

なっているだろうと思っております。この措置は、最初に言いましたこの慰労給付金の出発点になった六党合意から見ても、あるいはその後の政府答弁から見ても、やはり慰労給付金の性格を正しく反映していかないのじゃないかというふうにも思いますが、いかがですか。

○佐藤(正)政府委員 お答えいたします。

慰労給付金につきましては、恩給制度を準用しということになっておりますが、この準用ということにつきましては、過去に政府委員から国会で御説明したことがございます。

そのときの内容といたしましては、まず第一に、実勤務期間に加算年を加えた年数が十二年以上であること、戦地または事変地の区域の範囲内は恩給に合わせるということ、支給開始年齢を五十五歳としたこと、それから慰労給付金につきましては昭和五十四年、制度発足のときでございますが、このときの兵の恩給の金額を勘案して定めたとというようなことで答えております。

その後、この慰労給付金の性格というものが御労苦に報いるための給付金であるということ、生活の保障を図るといふ恩給とは性格を異にするということ、当初はその金額をそのまま固定しておいたわけでございますけれども、その後、物価の変動等ございいますために、慰労給付金の実質価値の維持を図ることから、これまで五回にわたりました額の改定を行ってきております。

また、平成十一年度予算におきましても、消費者物価上昇分を勘案いたしまして、〇・六%の改定を図っておるところでございます。

○中略委員 この問題、当時の大臣もたびたび国会で答弁されてはいますが、それからいって、私は今の説明は十分じゃないと思うのですよ。

例えば、参議院の内閣委員会、当時の中山太郎総務長官は、将来いわゆる公務員給与に関する人事院勧告等の動きも踏まえて、この問題について、増額について検討するという答弁もされておりますし、それから衆議院の内閣委員会、田邊総務長官ですね、昭和五十七年ですが、「年金的な感覚ではない、これは説明されたとおりです。ただ余りにも格差が開いたときには、社会常識としてこれに対応しなければならぬ」ということも述べられているわけですね。

今、この三分の一、四分の一というのは余りにも格差が開いている、こういう認識じゃないですか。

○佐藤(正)政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、五十六年から五十七年にかけまして、中山総務長官それから田邊総務長官が何らかの措置をしたいと答弁をしておられることは事実でございます。

これに伴いまして、昭和六十年に、それまでの物価の変動を勘案いたしまして二・三%の改定をいたしました経緯がございますが、その後、平成六年の三党の合意によりまして、物価の変動を勘案して対処するようという合意がございまして、それに基づきまして現在対応しているところでございます。

○中略委員 だから、私がお話しているのは、最近はこの論議をすると、与党三党合意というものがいつも持ち出されるのですよ。これは消費者物価のものなんですよ。しかし、この出発は六党合意じゃないのか。当時の、自民党、それから社会党、民社党、公明党、私の党と新自由クラブですね。この全党が合意してつくった六党合意が出発点じゃないのか。

三党合意がその後消費者物価に絞っちゃって、それを基準にして今までやっているからだんだん

こういう事態になってきているので、もう一度六党合意を出発にしてこの問題を見直してほしいということをおっしゃっているわけですね。いかがですか。

○佐藤(正)政府委員 出発の時点におきまして兵の支給金額に準じまして算定をいたしました。性格といたしまして、この御労苦に報いるための給付金という性格を持っておったこと、それから恩給の方が所得の保障という意味合いを持っていること、こちらの方はその後最低保障額が設けられたということから、少し金額に格差が出ておるといふ状況は十分承知しておりますが、私どももいたしましては、その実質的な価値の維持を念頭に置いて対処してまいりたいと考えております。

○中略委員 兵に準ずるといふのは、少しじゃないですよ、三分の一、四分の一になっていくから、改めてまた請願も出ているわけですね。この前の国会への請願がこの委員会でも全会一致で採択をされている。これはやはり今の現状が十分でないからだとおっしゃるのですよ。

この請願をこの委員会で採択されて、請願の自身についてはこう言っています。各党合意決議にある、六党ですね、恩給制度を準用し戦地加算を考慮して兵に準ずる対応をするということに逆行している、差が増大している、これを改善してほしいというのが請願の趣旨であって、これがこの委員会でも採択をされているわけですね。あるいは附帯決議も出されています。採択されています。

私は、やはり委員会のこういう請願の採択を、委員会の意思ですから、これに基づいて行政がどういふふう努力していくかというのがある方であって、やはり請願の採択というのは非常に重いものだと思うのです。そういう面でも、もう一度この問題を検討する必要があると思っております。いかがですか。

○佐藤(正)政府委員 内閣委員会でも何回か請願が採択をされておることはよく承知しております。また、内閣の方からはその処理意見といたしまし

て、恩給とは性格が異なるということ、その実質の価値の維持を図るために物価等に基づきます増額措置を講じますということを何回か提出をさせていただいているところでございます。

今後とも、その点について漏漏のないようにしてまいりたいと考えております。

○中路委員 ちよっと違いますけれども、大臣、聞いておられて、やはり請願も採択されていますし、今の私がお話しした経過があるわけです。私自身、この問題を最初に国会で取り上げて恩給小委員会をつくって検討してきた当事者でありますから、非常に責任もあると思つて改めて取り上げたのですが、お考えいかがでしょうか。

○太田國務大臣 過去のいろいろな経緯があつて、特別に、兵に準ずるといふことでそういう措置をされたことは大変すぐれた決断であつたと思つて、そのような考え方に立つて言へば、何と申しますか、まだまだ判断をする余地はあるのではないかと感じました。先ほどの提起をされました他の件もございまして、よく閣内で協議をいたしたいと思つております。

○中路委員 限られた時間ですので、もう一問だけ、別の問題ですけれどもお聞きしたいと思つてです。

これも請願が各党にも出されていると思つて、中国の山西省の日本人残留部隊の問題ですが、これは中国山西省の日本人部隊、終戦直後に中国の山西省に残留した約二千六百人の将兵が、中国国民政府軍の支援のために、軍の命令で残留を余儀なくされ、本人の知らない間に、一九四六年から五六年に引き揚げてくるまでの間に、現地除隊、いわゆる召集解除の措置をとられて、正当な処遇をすつと受けられないという問題であります。

当時の資料や、私、今、山西残留を語り継ぐ会とか日本山西会とかたくさんある団体がありまして、その十三団体で構成する全国山西省残留部隊

団体協議会、この皆さんの意見も聞きました。資料も読みまして、話を聞けば聞くほど、これは本人の自由意思ではなくて軍の命令で残留したことだと私は思ふんです。

この点については、一九五六年にまとめられた、厚生省の「山西軍参加者の行動の概況について」という報告書があります。これも読ませていただきましたが、その中にも、当時の司令官澄田中将率いる山西省に駐屯していた第一軍の最高幹部、例えば元泉少将や第一軍の参謀岩田少佐が山西残留を決定して、残留工作を指示するに至つたことは、山西残留があたかも軍の内意であるかのごとき誤解を与えたという記述も厚生省の文書にあるんです。

また、その中には、この山西最高幹部の決意に対して、在留邦人側では、相当数の者が応募して、山西側の鉄路建設隊、いわゆる鉄道修理工作隊に入隊したという記述も厚生省の文書にあります。

少なくとも、一時期、第一軍団の最高幹部が山西残留の指示をしたことは事実だと思ふんです。

終戦時期の混乱の中で、上官の命令に従う、軍の命令に従うというものは、当時の将兵としては当然のことでありました。それを自発的な意思で残つたと認定されたということ、この残留部隊犠牲者の人たちは非常に痛恨のきわみだということを言つておられました。

それで、私は要請したいんですが、これも戦後処理問題のやはり未解決の一つだと思つて、全国山西省残留部隊団体協議会の人々はこの言っているんですね。戦後五十年記念事業として、その実相を究明して、真実に基づき、山西残留犠牲者の救済措置を講じてほしいと陳情が各方面に出されている。

私は、山西残留犠牲者の公務認定や現地除隊措置の取り消しなどを含めた検討をぜひお願いしたいんですが、とりあえず、この問題について改めて実情を関係者から聞いていただきたい、この対応をぜひお願いしたいと思つていますが、いかがですか。

○炭谷政府委員 ただいま先生のお話の山西軍の關係でございませうけれども、終戦時、山西省にいた旧日本軍人の方々は、中国国民政府の山西軍に参加するため山西省に残留した者につきまして、昭和二十八年から二十九年にかけて厚生省において三百名を超える方々から実情を聴取いたしております。

そして、その結果を、昭和三十一年に、先生も御引用されましたけれども、厚生省の方から調査結果を報告し、また国会の中でもかなりの長期間かけてこの問題について当時議論がされたところでございます。

その結果、この報告にございませうように、現地召集解除が行われた人は、繰り返しの内地帰還の説得後にもかかわらず、最終的に自己の意思について残留したというもので、軍の命令ではなかつたという結論になつておられるわけでございます。

戦後五十年以上経た今日において、改めて実情調査を行ったとしても、従前以上に確かな事情把握は困難でなからうかというふうにご考へていただきたいと思います。

○中路委員 時間が来ましたので終わりますが、今事情聴取したと言つたのは、主として将兵の、特に当時の幹部なんです。

これは、戦犯を免れて帰つてきて、閻錫山と取引したんでしょう。そしてやった人たちは、自分が命令したということ、皆さんの事情聴取には述べていないんですよ。

だから、もう一度、この問題はやはりまだ未解決なんですから、改めて、一度厚生省はその聴取で報告を出していますけれども、再度この問題を検討してほしいということをご強く要請して終わりたいと思つています。

○二田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○二田委員長 これより討論に入るものでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○二田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思つますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○二田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○二田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十六分散会

恩給法等の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律
(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項中「十九万二千円を」を「十九万三千二百円」に改める。

別表第二号表中五、六六九、〇〇〇円を「五、七〇九、〇〇〇円」に、「四、七二四、〇〇〇円」を「四、七五七、〇〇〇円」に、「三、八九〇、〇〇〇円」を「三、九一七、〇〇〇円」に、「三、〇七八、〇〇〇円」を「三、一〇〇、〇〇〇円」に改める。

〇〇〇円に、「二、四九一、〇〇〇円」を「二、五〇八、〇〇〇円」に、「二、〇一四、〇〇〇円」を「二、〇二八、〇〇〇円」に改める。
 別表第三号表中「六、〇三一、〇〇〇円」を「六、〇七三、〇〇〇円」に、「五、〇〇二、〇〇〇円」を「五、〇三七、〇〇〇円」に、「四、九一〇、〇〇〇円」を「四、三二一、〇〇〇円」に、「三、五五〇、〇〇〇円」を「三、五五〇、〇〇〇円」に、「二、八二八、〇〇〇円」を「二、八四八、〇〇〇円」に改める。
 別表第四号表中「五、三三三、五〇〇円」を「五、三六〇、八〇〇円」に、「四、九一七、八〇〇円」を「四、九五二、二〇〇円」に、「四、七三三、一〇〇円」を「四、七四六、一〇〇円」に、「四、五五〇、八〇〇円」を「四、五八二、七〇〇円」に、「三、二二〇、八〇〇円」を「三、二三三、三〇〇円」に、「三、〇六一、八〇〇円」を「三、〇八三、二〇〇円」に、「二、七六一、〇〇〇円」を「二、七八〇、三〇〇円」に、「二、二五六、三〇〇円」を「二、二七三、一〇〇円」に、「一、七〇五、〇〇〇円」を「一、八五、七〇〇円」に、「二、〇二九、四〇〇円」を「二、〇四三、六〇〇円」に、「一、九七三、二〇〇円」を「一、九八七、〇〇〇円」に、「一、九一五、七〇〇円」を「一、九二九、一〇〇円」に、「一、六八七、一〇〇円」を「一、六九八、九〇〇円」に、「一、四九六、五〇〇円」を「一、五〇七、〇〇〇円」に、「一、四四三、九〇〇円」を「一、四五四、〇〇〇円」に、「一、四〇七、〇〇〇円」を「一、四一六、八〇〇円」に、「一、三七四、三〇〇円」を「一、三八三、九〇〇円」に、「一、三四一、八〇〇円」を「一、三五〇、〇〇〇円」に、「一、二八九、五〇〇円」を「一、二九八、五〇〇円」に、「一、七九六、〇〇〇円」を「一、八〇九、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「五、三三三、五〇〇円」を「五、三六〇、八〇〇円」に、「四、九一七、八〇〇円」を「四、九五二、二〇〇円」に、「四、七三三、一〇〇円」を「四、七四六、一〇〇円」に、「四、五五〇、八〇〇円」を「四、五八二、七〇〇円」に、「三、二二〇、八〇〇円」を「三、二三三、三〇〇円」に、「三、〇六一、八〇〇円」を「三、〇八三、二〇〇円」に、「二、七六一、〇〇〇円」を「二、七八〇、三〇〇円」に、「二、二五六、三〇〇円」を「二、二七三、一〇〇円」に、「一、七〇五、〇〇〇円」を「一、八五、七〇〇円」に、「二、〇二九、四〇〇円」を「二、〇四三、六〇〇円」に、「一、九七三、二〇〇円」を「一、九八七、〇〇〇円」に、「一、九一五、七〇〇円」を「一、九二九、一〇〇円」に、「一、六八七、一〇〇円」を「一、六九八、九〇〇円」に、「一、四九六、五〇〇円」を「一、五〇七、〇〇〇円」に、「一、四四三、九〇〇円」を「一、四五四、〇〇〇円」に、「一、四〇七、〇〇〇円」を「一、四一六、八〇〇円」に、「一、三七四、三〇〇円」を「一、三八三、九〇〇円」に、「一、三四一、八〇〇円」を「一、三五〇、〇〇〇円」に、「一、二八九、五〇〇円」を「一、二九八、五〇〇円」に改める。
 附則第二十二條の三中「十九万二千円」を「十九万三千二百円」に改める。
 附則第二十七條ただし書中「百七十九万六千円」を「百八十九万九千円」に、「百三十九万七千円」を「百四十七万七千円」に改める。
 附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階級	級	仮定俸給年額
大將		八、二二六、九〇〇円
中將		七、三九五、三〇〇円

少將	六、一五七、〇〇〇円
大佐	五、三六〇、八〇〇円
中佐	四、九五二、二〇〇円
少佐	四、〇一〇、六〇〇円
大尉	三、三八四、五〇〇円
中尉	二、六四〇、二〇〇円
少尉	二、二七一、一〇〇円
准士官	二、〇四三、六〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、六九八、九〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、五九五、四〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、五五二、七〇〇円
兵	一、四一六、八〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。
 附則別表第四中「一、八三五、〇〇〇円」を「一、八四八、〇〇〇円」に改める。
 附則別表第五中「一、六七〇、〇〇〇円」を「一、六八二、〇〇〇円」に、「一、三四〇、〇〇〇円」を「一、三四九、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、三四九、〇〇〇円」に改める。
 附則別表第六(附則第十三条関係)
 七、〇〇〇円を「二、〇八六、〇〇〇円」に、「九五二、〇〇〇円」を「九五九、〇〇〇円」に改める。
 附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

仮定俸給年額	金額
八、二二六、九〇〇円	七、五六六、四〇〇円
七、三九五、三〇〇円	六、七八五、一〇〇円
六、一五七、〇〇〇円	五、三六〇、八〇〇円
五、三六〇、八〇〇円	四、五八二、七〇〇円
四、九五二、二〇〇円	四、三三二、二〇〇円
四、〇一〇、六〇〇円	三、四一四、〇〇〇円
三、三八四、五〇〇円	二、七八〇、三〇〇円
二、六四〇、二〇〇円	二、一八五、七〇〇円
二、二七一、一〇〇円	一、九二九、一〇〇円
二、〇四三、六〇〇円	一、六九八、九〇〇円
一、六九八、九〇〇円	一、四二六、八〇〇円

一、五九五、四〇〇円	一、三五一、二〇〇円
一、五五二、七〇〇円	一、二九八、五〇〇円
一、四一六、八〇〇円	一、一四四、一〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮定 俸 給 年 額	金 額
八、一二六、九〇〇円	八、三三四、六〇〇円
七、三九五、三〇〇円	七、四三四、六〇〇円
六、一五七、〇〇〇円	六、二九一、四〇〇円
五、三六〇、八〇〇円	五、四八九、四〇〇円
四、九五二、二〇〇円	五、一五七、二〇〇円
四、〇一〇、六〇〇円	四、一一六、四〇〇円
三、三八四、五〇〇円	三、四二四、〇〇〇円
二、六四〇、二〇〇円	二、七二八、四〇〇円
二、二七二、一〇〇円	二、三八六、八〇〇円
二、〇四三、六〇〇円	二、一五五、六〇〇円
一、六九八、九〇〇円	一、七五五、四〇〇円
一、五九五、四〇〇円	一、六四六、九〇〇円
一、五五二、七〇〇円	一、五九五、四〇〇円
一、四一六、八〇〇円	一、四五四、〇〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定 俸 給 年 額	金 額
三、三八四、五〇〇円	三、五四九、〇〇〇円
二、六四〇、二〇〇円	二、七八〇、三〇〇円
二、二七二、一〇〇円	二、五七八、五〇〇円
二、〇四三、六〇〇円	二、二七二、一〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮定 俸 給 年 額	金 額
三、三八四、五〇〇円	三、七二六、四〇〇円
二、六四〇、二〇〇円	二、九三〇、七〇〇円
二、二七二、一〇〇円	二、六四〇、二〇〇円

二、〇四三、六〇〇円	二、三八六、八〇〇円
------------	------------

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「二百二十九万七千円」を「二百四十万七千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成十年四月分」を「平成十一年四月分」に改め、同項の表中「一、二二〇、〇〇〇円を二、一一九、九〇〇円に、「八四一、五〇〇円を八四七、四〇〇円に、「六七三、二〇〇円を六七七、九〇〇円に、「五六一、〇〇〇円を五六五、〇〇〇円に、「七八四、五〇〇円を七九〇、〇〇〇円に、「五八八、四〇〇円を五九二、五〇〇円に、「四七〇、七〇〇円を四七四、〇〇〇円に、「三九二、三〇〇円を三九六、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「四、三二一、八〇〇円を「四、三五一、一〇〇円」に、「三、六〇四、七〇〇円を「三、六二九、九〇〇円」に、「二、九九九、一〇〇円を「三、〇〇〇、〇〇〇円」に、「二、三六一、五〇〇円を「二、三七八、〇〇〇円」に、「一、九二〇、五〇〇円を「一、九三三、九〇〇円」に、「一、五五六、三〇〇円を「一、五六七、二〇〇円」に、「一、四一四、七〇〇円を「一、四二四、六〇〇円」に、「一、二八七、六〇〇円を「一、二九六、六〇〇円」に、「一、〇三五、三〇〇円」を

二、〇四二、五〇〇円」に、「八三六、六〇〇円を「八四二、五〇〇円」に、「七三五、九〇〇円を「七四一、一〇〇円」に改め、同条第三項中「十九万二千円を十九万三千二百円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「二十六万八千六百円を「二十六万九千九百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十五万三千五百円を「十五万四千二百円」に改め、同条第二項中「十三万七千五百円を「十三万九千七百円」に改める。

附則第十五条第二項中「二十九万二千三百円」を「二十九万六千五百円」に、「二十九万四千二百円を「二十九万七千四百円」に改め、同条第四項中「九万十円を「九万九千九百十円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。附則第十条第一項に規定する旧軍人(附則第十一条において「旧軍人」という。)を除く。)若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(附則第十一条において「旧軍人」という。)を除く。)に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十一年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則を

その他恩給に関する法令を含む。附則第十一条において同じ。の規定によって算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)については、平成十一年四月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成十一年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成十一年四月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成十一年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成十一年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十一号)附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、平成十一年四月分以降、その加給の年額を、十九万三千二百円に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第九条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。次条において、法律第五十一号という。)附則第十四条第一項又は第十

二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成十一年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第十条 傷病者遺族特別年金については、平成十一年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定によって算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

第十一条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成十一年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第五十五号附則表第一の

規定俸給年額(法律第五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該規定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該規定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三条第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該規定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第五十五号附則表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の

俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によって算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(職権改定)

第十二条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行

う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十三条 平成十一年四月分から同年八月分まで

の普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十一条

附則別表(附則第二条関係)

の規定による改定を行わなかった場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額	仮定俸給年額
一、一三六、一〇〇円	一、一四四、一〇〇円
一、一八六、五〇〇円	一、一九四、八〇〇円
一、二三八、二〇〇円	一、二四六、九〇〇円
一、二八九、五〇〇円	一、二九八、五〇〇円
一、三四一、八〇〇円	一、三五二、二〇〇円
一、三四四、三〇〇円	一、三八三、九〇〇円
一、四〇七、〇〇〇円	一、四一六、八〇〇円
一、四四三、九〇〇円	一、四五四、〇〇〇円
一、四九六、五〇〇円	一、五〇七、〇〇〇円
一、五四一、九〇〇円	一、五五二、七〇〇円
一、五八四、三〇〇円	一、五九五、四〇〇円
一、六三五、五〇〇円	一、六四六、九〇〇円
一、六八七、一〇〇円	一、六九八、九〇〇円
一、七四三、二〇〇円	一、七五五、四〇〇円
一、八〇〇、一〇〇円	一、八二二、七〇〇円
一、八七〇、九〇〇円	一、八八四、〇〇〇円
一、九一五、七〇〇円	一、九二九、一〇〇円
一、九七三、二〇〇円	一、九八七、〇〇〇円
二、〇二九、四〇〇円	二、〇四三、六〇〇円
二、一四〇、六〇〇円	二、一五五、六〇〇円
二、一七〇、五〇〇円	二、一八五、七〇〇円
二、二五六、三〇〇円	二、二七二、一〇〇円
二、三七〇、二〇〇円	二、三八六、八〇〇円
二、四九六、二〇〇円	二、五一三、七〇〇円
二、五六〇、六〇〇円	二、五七八、五〇〇円

二、六二一、八〇〇円	二、六四〇、二〇〇円
二、七〇九、四〇〇円	二、七二八、四〇〇円
二、七六一、〇〇〇円	二、七八〇、三〇〇円
二、九一〇、三〇〇円	二、九三〇、七〇〇円
二、九八四、五〇〇円	三、〇〇五、四〇〇円
三、〇六一、八〇〇円	三、〇八三、二〇〇円
三、二二〇、八〇〇円	三、二二三、三〇〇円
三、三六一、〇〇〇円	三、三八四、五〇〇円
三、四〇〇、二〇〇円	三、四二四、〇〇〇円
三、五五四、三〇〇円	三、五四九、〇〇〇円
三、七〇〇、五〇〇円	三、七二六、四〇〇円
三、八七五、〇〇〇円	三、九〇二、一〇〇円
三、九八二、七〇〇円	四、〇一〇、六〇〇円
四、〇八七、八〇〇円	四、一六六、四〇〇円
四、三〇一、一〇〇円	四、三三一、二〇〇円
四、五〇九、八〇〇円	四、五四一、四〇〇円
四、五五〇、八〇〇円	四、五八二、七〇〇円
四、七三三、一〇〇円	四、七四六、一〇〇円
四、九一七、八〇〇円	四、九五二、二〇〇円
五、一一一、四〇〇円	五、一五七、二〇〇円
五、三三三、五〇〇円	五、三六〇、八〇〇円
五、四五二、二〇〇円	五、四八九、四〇〇円
五、五八七、二〇〇円	五、六二六、三〇〇円
五、八四九、三〇〇円	五、八九〇、二〇〇円
六、一一四、二〇〇円	六、一五七、〇〇〇円
六、二四七、七〇〇円	六、二九一、四〇〇円
六、三七四、四〇〇円	六、四一九、〇〇〇円
六、六二五、八〇〇円	六、六七一、二〇〇円
六、七三七、九〇〇円	六、七八五、一〇〇円

六、八六一、九〇〇円	六、九〇九、九〇〇円
七、〇八一、一〇〇円	七、一三〇、七〇〇円
七、三〇二、六〇〇円	七、三五三、七〇〇円
七、三四三、九〇〇円	七、三九五、三〇〇円
七、三八二、九〇〇円	七、四三四、六〇〇円
七、四三二、〇〇〇円	七、四七四、〇〇〇円
七、五二三、八〇〇円	七、五六六、四〇〇円
七、六九九、三〇〇円	七、七五三、二〇〇円
七、八八四、七〇〇円	七、九三九、九〇〇円
七、九七六、四〇〇円	八、〇三二、二〇〇円
八、〇七〇、四〇〇円	八、一二六、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額が一、一三六、一〇〇円未満の場合又は八、〇七〇、四〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇〇七を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

理由
最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額、普通恩給及び扶料の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。